

令和 8 年 2 月 13 日
青森市都市整備部住宅政策課長

緊急代執行を実施します（茶屋町）

倒壊が進んでいる特定空家について、隣接道路や隣家へ被害を及ぼす可能性があること、これまで所有者に対し除去を行うよう複数回の勧告等を行ってきたが応じていないことを踏まえ、緊急代執行による除去を行うこととしましたので、取材・報道をお願いします。



日時

令和 8 年 2 月 16 日（月）午前 9 時 30 分

場所

青森市茶屋町

※当該空き家周辺には駐車スペースはありません。取材の際は近隣駐車場をご利用ください。

出席者

青森市都市整備部長

青森市都市整備部住宅政策課長 ほか

その他

令和 4 年 3 月に市が認定した特定空家について、倒壊が進んでおり、隣接道路や隣家へ被害を及ぼす可能性があること、これまで所有者に対し除去を行うよう複数回の勧告等を行ってまいりましたが応じていないことを踏まえ、空家等特別措置法第 22 条第 11 項の規定に基づき、緊急代執行による除去を行うこととしたものです。

